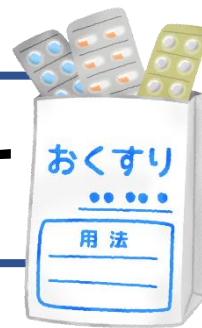


医薬品に関するお知らせ



医薬品の処方について

処方せんには調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名（有効成分の名称）で記載している場合があります。

このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを「一般名処方」といいます。一般名処方で記載された処方せんを受け取った場合、有効成分が同一である医薬品が複数（先発医薬品やジェネリック医薬品）あれば、薬剤師と相談して、患者さん自身が選ぶことができます。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者さんの負担軽減や医療保険財政の改善に資するものであるため、当院でも後発医薬品の処方を選択していただけるよう「一般名処方」を行っております。

医薬品の供給不足について

一方で、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの拡大により一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合には治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。状況によっては、

・ 同一成分、同一薬効の医薬品への変更

・ 処方日数の変更 など

を行う可能性がありますので、処方内容に変更が生じる場合は適切にご説明いたします。

ご不明な点やご心配なことなどがありましたら、お気軽に当院スタッフへご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

山形県立中央病院